

平成26年度遠野市農業集落排水事業特別会計予算

平成26年度遠野市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,038千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成26年2月28日提出

遠野市長 本田敏秋



遠野市議会議長 新田勝見



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 2
	1 分担金	2
2 使用料及び手数料		6,906
	1 使用料	6,905
	2 手数料	1
3 国庫支出金		2,000
	1 国庫補助金	2,000
4 繰入金		70,127
	1 他会計繰入金	70,127
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1
歳 入	合 計	79,038

歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水管理費		千円 28,378
	1 農業集落排水管理費	28,378
2 農業集落排水事業費		2,000
	1 農業集落排水事業費	2,000
3 公債費		48,560
	1 公債費	48,560
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	79,038

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備工事資金の融資に伴う利子補給 (平成26年度分)	借入の年度から返済の年度まで	予算で定める額
排水設備工事資金の融資に伴う損失補償 (平成26年度分)	借入の年度から返済の年度まで	損失を生じた場合の損失額